

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(6月分)

■令和8年6月1日～令和8年6月30日

令和8年6月30日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月22日	現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ「論点整理」に対する意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	消費者法制度のパラダイムシフトに向けた検討は、消費者庁の有識者検討会や内閣府消費者委員会のパラダイムシフト専門調査会において議論が重ねられてきた。現在は、消費者庁の検討会において、消費者契約法の具体的な規律や対応が検討されている。5月に公表された「論点整理」は、消費者の多様な脆弱性に着目してこれに対応する新たな規律を検討している点で評価できる。もっとも、消費者の脆弱性への対応については、消費者と事業者の間の情報や交渉力の格差に配慮して誰もが公正な市場のもと安心・安全に取引できる環境の中で、商品・サービスを購入できるという、公正で健全な市場の確保という観点から位置付けることが重要である。本意見は、こうした認識を前提に、「論点整理」の方向性を概ね妥当と評価しつつ、今後の検討における留意点について述べるものである。 1. 消費者の多様な脆弱性に着目し、事業者等に配慮を求める行動原則を整理する方向性について妥当であると評価しているが、その上で、配慮義務の内容として「配慮しないことが不適切なもの(ミニマム・スタンダード)」と「配慮することが望ましいもの(ベスト・プラクティス)」の区分を設けることに賛成し、特にミニマム・スタンダードについては違反行為の禁止を明確化すべきであると考える。また、重大な不利益が生じた場合に消費者を契約の拘束から解放する仕組みや、民事ルールと行政的手法を組み合わせた予防的対応は適切であると評価する一方で、配慮義務や救済制度については、適用場面・要件・効果を具体的に整理し、誰にでも分かりやすく実効性のある制度とすることを求める。 2. サブスクリプションサービス等の継続的契約の普及に対応し、解約妨害の禁止や契約からの離脱機会の確保に関する規律を整備する方向性は適切であり、情報・時間・アテンションを提供する取引についても既存の配慮規定で対応する整理も妥当である。その上で、消費者が実際に容易に契約から離脱できるよう、具体的に実効性のある制度を構築するとともに、契約内容や離脱条件等を分かりやすく整理されることを希望する。 3. 解約料に関する規律について、消費者側の立証困難に対応し、事業者の立証責任の在り方等を見直し、解約料の説明の充実を図る方向性は妥当である。その上で、消費者に平均的損害額の立証が困難であることを考慮し、ワーキンググループで提示された両案を十分に検討することが必要である。損害に関する資料やデータを事業者が保有している実態を踏まえ、立証責任は消費者ではなく事業者が負うべきである。解約料の合理性については、消費者にとって理解しやすく予見可能な基準とし、十分な情報提供によって適切な選択を可能にする仕組みの構築が重要である。 4. 契約条項の有効性判断について一定の基準を満たせば正当とする仕組みは、消費者の予見可能性に配慮しつつ慎重に検討すべきである。また法目的として、消費者の脆弱性への対応に加え、公正な市場の確保という観点を明確に位置付けることは重要である。このような整理を打ちだすことで、消費者の定義を見直さないとする方向性は妥当である。
6月30日	「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム」において行政による被害回復制度の導入実現を求める会長声明	愛知県弁護士会 会長 長谷川龍伸	消費者庁は、2025年11月19日、「多数の消費者に深刻な財産被害を及ぼす詐欺的な悪質商法対策プロジェクトチーム(PT)」を設置した。2009年に制定された消費者庁及び消費者委員会設置法の附則第6項では、加害者の財産の隠匿又は散逸防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済する制度について検討し、必要な措置を講じることが政府に求められていた。これを受け消費者庁は消費者の財産被害に係る行政手法研究会を設置し、2013年に「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」を取りまとめた。しかし、その後は具体的な方策の十分な検討が進まなかった。この間、安愚楽牧場事件、ジャパンライフ事件、ケフィア事業振興会事件など、いわゆるポンジ・スキームと呼ばれる破綻必至の詐欺的商法による巨大な消費者被害が相次いで発生した。消費者庁は、既存の法制度ではこれらの悪質な消費者被害を防げなかった現実を直視しなければならない。 ポンジ・スキームは、被害が顕在化するまで急速に拡大し、顕在化したときには被害総額が巨額となるだけでなく、個々の被害額も多額であることが多く、深刻な被害を生じさせ救済が不可能な状態に至る特徴を持つ。そのため、可及的速やかにその事業継続を阻止するとともに、悪質事業者による財産の隠匿・散逸を防止しなければならないが、既存の法制度では対応が困難である。 さらに、2025年7月に公表された内閣府消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書」は、今後の消費者法制度の目的を「多様な脆弱性を有する消費者が安心して安全に取引に関わることができる環境を整備すること」と位置付けた上で、既存の枠組みにとらわれず、消費者法制度を抜本的に再編・拡充する必要があると指摘している。消費者法制度の目的、価値規範を共有せず、もとより法規範に従うつもりもなくあえてこれに反することで深刻な被害を生じさせる悪質事業者・悪質商法については、官民総力を挙げて消費者取引の市場から排除することが求められるとしている。また、内閣府消費者委員会の「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」が2023年に公表した報告書では、事業者の自主的取組や民事ルールでは対処できない悪質商法に対応するため、違法収益のはく奪制度、財産保全等の制度が検討され、行政庁による破産申立制度、会社法の解散命令制度の拡充などが提言されている。日本弁護士連合会も、2021年に公表した「詐欺的商法の一つであるポンジ・スキーム事案についての行政による被害回復制度の導入を求める意見書」において行政庁による破産申立制度等の提言を行っている。 当会は、詐欺的な悪質商法による消費者被害の発生を防止し、被害を一刻も早く救済できるようにするために、政府に対し、今回設置されたPTにおいて具体的な制度の検討を進めるとともに、行政庁による破産申立制度等、悪質商法に対する行政による被害回復制度の導入を実現するよう求める。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月29日	代表者の全員が日本に住所を有しない内国会社が悪用されて消費者被害が生じていることについて、法改正等を求める意見書	関東弁護士連合会 理事長 富田秀実	1.代表者の全員が日本に住所を有しない内国会社に対する訴状の送達について、内国会社の本店や営業所等に訴状の送達ができず、また代表者も国内に住所を有さず、そのため国内に送達すべき場所がない場合には、代表者に対する外国送達をすることなく、公示送達ができるように民事訴訟法110条1項の公示送達の要件を改正することを求める。もしくは、外国会社の場合と同様に(会社法817条1項後段)、内国会社の代表者のうち、少なくとも一人は日本国内に住所を有する者でなければならないという規定を会社法に設けるよう法改正することを求める。 2.上記改正がされるまでの間の暫定的な措置として、平成27年3月16日付け法務省民商第29号法務局民事行政部長、地方法務局長宛て法務省民事局商事課長通知「内国株式会社の代表取締役の全員が日本に住所を有しない場合の登記の申請の取扱いについて(通知)」を撤回し、内国会社の代表者の全員が日本に住所を有しない設立登記の申請及びその代表者の重任若しくは就任の登記申請は受理しないとしていた従前の取扱いに戻すことを求める。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から30件の意見等が寄せられました。
(内訳: 取引・契約関係:3件 食品表示関係:1件 表示関係(食品表示を除く):2件 公益通報者保護制度関係:1件 デジタル・AI関係:4件 消費者行政の在り方:1件 その他:18件)
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。